

## 通所介護(令和5年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
【従業者の員数】	生活相談員の欠勤により、提供日ごとにサービスを提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数をサービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数の生活相談員を配置できていない。	<p>●生活相談員が急に欠勤した場合でも、他の職員が生活相談員として勤務できる体制にしておく必要があります。</p> <p>【確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式】 提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数(サービス提供開始時刻から終了時刻まで)</p>
	看護職員の員数について基準を満たしているか確認できなかった。	<p>●看護師又は准看護師については、単位ごとに専ら当該指定通所介護の提供に当たる職員が1以上確保されるために必要と認められる数を配置してください。なお、専従する必要はありませんが、提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図ってください。</p> <p>【配置例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・併設施設・他の職務との兼務</li> <li>・病院・診療所・訪問看護ステーションとの連携</li> </ul> <p>●看護師又は准看護師の配置が必要な事業所において、当該看護師又は准看護師が機能訓練指導員と兼務している場合は、勤務時間を明確に切り分けてください。</p>
【設備及び備品等】	利用者の手の届く範囲に、洗剤等を置いていたり、事務所内の掲示に押しピン、小さなマグネット等を使用している。	●押しピン、小さなマグネット等は誤飲等、事故の恐れがあるので、使用しないようにしてください。
	食堂及び機能訓練室に事務区画等があるが、当該事務区画等の面積を食堂及び機能訓練室の面積から除いていないなど、届出ている平面図と大幅に実態が異なっている。	●速やかに長寿社会政策課へ変更届を提出してください。
	宿泊デイサービスを実施しているにもかかわらず、長寿社会政策課に届出を行っていない。	●宿泊デイサービスを未届で実施している場合は、指導対象となります。留意し届出てください。

## 通所介護(令和5年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
【運営規程】	指定通所介護事業所ごとに、運営についての重要事項に関する規程を定めていない。	<p>●各事業所ごとに定めておく必要な規程です。必ず定めてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業の目的及び運営の方針</li> <li>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>(3) 営業日及び営業時間</li> <li>(4) 指定通所介護の利用定員</li> <li>(5) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>(6) 通常の事業の実施地域</li> <li>(7) サービス利用に当たっての留意事項</li> <li>(8) 緊急時等における対応方法</li> <li>(9) 非常災害対策</li> <li>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>(11) その他運営に関する重要事項</li> </ol> <p>●以下 記載が望ましい事項です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇事業者・事業所の概要(名称、所在地、連絡先)</li> <li>◇事故発生時の対応      ◇地域との連携      ◇個人情報保護      ◇業務継続計画等の策定等</li> <li>◇衛生管理等              ◇苦情処理              ◇秘密保持等</li> </ul>
【サービスの提供の記録】	サービス提供の時間が毎回、一律に同じ時間が記載されている。	<p>●サービスを提供した際には、提供日、利用者の心身の状況、サービス内容等を記録に残してください。</p> <p>●サービスの提供時間は、実際にサービス提供を行った時間を記載してください。  <small>(注)事業所に到着した時間、事業所を出発した時間等、サービス提供の記録がない場合は、過誤調整となる場合があります。</small></p> <p>●理美容サービスに要した時間や送迎に要する時間はサービス提供時間には含まれません。理美容サービスに要した開始・終了時間、送迎についての事業所到着時刻・事業所出発時刻を記録するようにしてください。</p>

## 通所介護(令和5年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
【利用料等の受領】	日常生活費を利用者より徴収している。	<p>● 次のような日常生活費について、利用者に一律に負担を求めてはならないものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日用品費: 身の回り品として日常生活に最低限必要と考えられる物品(歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等)に係る費用</li> <li>・教養娯楽に係る費用: サービス提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費等</li> </ul> <p>● 日常生活費について、特に注意していただきたい点は、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 負担を求める日常生活費の内容(便宜)が、保険給付で対象とするサービスと重複しないこと。</li> <li>② 保険給付の対象サービスと明確に区分別れないあいまいな名目による費用(お世話料、管理協力費、共益費等)の徴収は認められないこと。</li> <li>③ 対象となる内容(便宜)は、利用者又はその家族の自由な選択に基づいて行われるもので、利用者、家族には事前に説明し、同意を得なければならないこと。(よって、すべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められないこと。)</li> </ol> <p>※ 参考「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成12年3月30日老企第54号)</p>
【通所介護計画の作成】	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護計画を作成していない。	<p>● 通所介護計画の作成に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載してください。</p>
【勤務体制の確保等】	介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていない。	<p>● 全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令に定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるよう努めてください。</p> <p>※ 認知症に係る基礎的な研修の受講をさせるために必要な措置は、令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日より義務化されます。</p>

## 通所介護(令和5年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
【定員の遵守】	利用定員を超えて指定通所介護の提供を行っている。	<p>●利用定員は、同時にサービスの提供を受ける者の上限を指すものであり、1日当たりの延べ人数の上限を指すものではありません。</p> <p>●例えば、定員が30人の場合、午前中に30人がサービスを利用し、別の15人の利用者が午後にサービスを利用することは差し支えありません。 通所介護相当サービス等の利用者や短時間の利用者、同一建物に入居する利用者を含めて、昼食の時間帯や入浴等で、事業所内において、30人を超える利用者に同時にサービスを提供することは認められません。</p>
【非常災害対策】	非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行っていない。	<p>●訓練を行った際には記録を作成し、当該訓練を行ったことが確認できるようにしてください。</p> <p>●計画については、下記の項目を記載してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 介護保険施設等の立地条件(地形 等)</li> <li>② 災害に関する情報の入手方法(「避難準備・高齢者等避難開始」等の情報の入手方法の確認 等)</li> <li>③ 災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員 等)</li> <li>④ 避難を開始する時期、判断基準(「避難準備・高齢者等避難開始発令」時 等)</li> <li>⑤ 避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等)</li> <li>⑥ 避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間 等)</li> <li>⑦ 避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等)</li> <li>⑧ 災害時の人員体制、指揮系統、(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等)</li> <li>⑨ 関係機関との連絡体制 等</li> </ol>

## 通所介護(令和5年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
介護報酬の算定【所要時間】	所要時間の区分について、計画に位置付けられた内容の指定通所介護を行うための標準的な時間でなく、現に要した時間で算定している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、サービスが提供されているとは認められません。この場合は当初計画に位置付けられた所要時間に応じた所定単位数が算定されなければなりません。</li> <li>●送迎についての事業所到着時刻・事業所出発時刻を記録するようにしてください。</li> </ul>
介護報酬の算定【定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について】	当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、サービスが提供されているとは認められません。この場合は当初計画に位置付けられた所要時間に応じた所定単位数が算定されなければなりません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●延長加算について、ごく短時間の延長サービスを算定対象とすることは当該加算の趣旨を踏まえれば不適切な算定となります。</li> <li>●理美容サービスに要した時間は記録から確認できるようにしておく必要があります。理美容サービスに要した開始・終了時間、送迎についての事業所到着時刻・事業所出発時刻を記録するようにしてください。</li> </ul>
介護報酬の算定【送迎を行わない場合の減算】	家族が送迎しているにもかかわらず、送迎減算をしていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所が送迎を行わなかった場合について、実際に実施した記録で送迎減算を報酬算定してください。</li> </ul>
介護報酬の算定【延長加算】	8時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行っていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所要時間8時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合に、5時間を限度として延長サービスを行っている場合のみ算定することができます。</li> </ul>
介護報酬の算定【中重度者ケア体制加算】	時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していることが確認できない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●看護職員は、指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があり、他の職務との兼務は認められません。</li> </ul>

## 通所介護(令和5年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
介護報酬の算定【運動器機能向上加算】(相当サービス)	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運動器機能向上計画は、多職種の者が共同して作成してください。</li> <li>●共同して作成したことが確認できるようにしてください。</li> </ul>
	おおむね1月間ごとにモニタリングを行っていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者の短期目標に応じて、おおむね1月間ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行ってください。</li> </ul>
	モニタリングの内容が不十分である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●モニタリングを行った際は、記録を作成してください。</li> </ul>
	運動器機能向上計画に定める実施期間終了後に、利用者ごとに、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメントを実施していない。また、その結果を当該利用者に係る介護予防支援事業者に報告していない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事後アセスメントは評価・体力測定・健康関連QOL測定を行い、目標達成と客観的な運動器の機能向上の状態を評価することです。評価した結果の記録を作成してください。</li> <li>●実施期間終了後に事後アセスメントを実施した結果を地域包括支援センター等に報告してください。また、報告したことがわかるようにしてください。</li> </ul>
介護報酬の算定【個別機能訓練加算】	機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成していない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して作成してください。</li> <li>●共同して作成したことが確認できるようにしてください。</li> </ul>
介護報酬の算定【口腔機能向上加算】	言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して作成してください。</li> <li>●共同して作成したことが確認できるようにしてください。</li> </ul>
介護報酬の算定【サービス提供体制強化加算】	職員の割合の算出に当たって、前年度の平均を用いていることが、確認できない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●算定要件に該当する職員の割合(常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均)を適切に算出・確認し、算定根拠となる職員の割合を記録し、保管してください。</li> </ul>

## 通所介護(令和5年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
介護報酬の算定【人員基準欠如による減算】	人員基準欠如にもかかわらず、人員基準欠如による減算をしていない。	●看護職員及び介護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を満たしているか否かの確認を必ず実施し、その記録を残しておいてください。基準を満たしていなければ減算しなければなりません。
介護報酬の算定【同一建物に居住する者又は同一建物から通う者に対するサービス提供】	通所系事業所において、事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者に対し、サービスを提供した場合に減算が行われていなかった。	●事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護を行う場合は、減算してください。
介護報酬の算定【認知症加算】	算定要件である日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、Ⅴに該当しない利用者について、認知症加算を算定していた。	●該当しているかの確認と、その割合も確実に記録してください。
介護報酬の算定【個別機能訓練加算】	機能訓練指導員が配置されていない日について、個別機能訓練加算を算定していた。	●算定の要件に見合った人員を配置してください。